別表1-1(ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業(和木町)

創業支援等事業の目標

- (1) 目標 支援対象者数:6人/年、創業者数:2人/年
- (2) 目標の根拠
 - ・平成27年度に和木町創業支援補助金制度を創設した。初年度の創業件数は2件、平成28年度は1件、平成29年度1件、平成30年度1件、平成31年度3件であった。
 - ・創業に関する相談件数は年間4件程度である。
 - ・平成28年度から、和木町企画総務課内に創業支援等事業者等と連携して創業相談を受ける窓口を設置し、相談受け入れ体制とPR(相談窓口設置の周知を広報紙やホームページ等により徹底)を強化することで創業相談件数の増加を図り、年間6件の相談件数を目標とする。
 - ・これまで年間相談件数の約2割程度が創業しているが、各機関の連携により創業までの 支援を強化することで、年間相談件数の3割程度2件の創業を目標とする。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<窓口の業務>【既存】

和木町役場内に創業支援の「ワンストップ相談窓口」を設置し、創業支援等事業者等 と連携し、様々な創業時の相談・課題等を解決する。

「ワンストップ相談窓口」には、本町企画総務課の職員1名を配置し、相談対応を行う。 町は、広報紙やホームページ等により、国、県、町、各支援機関の創業に関する支援施 策等の情報提供に努める。

また、相談者の相談内容や必要とする支援の内容を適切に判断し、コーディネートを行うため、創業支援等事業者等の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図り、必要に応じて 最適な支援機関を紹介する。

創業に必要となる要素別の各連携機関の役割は以下のとおり。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

- 1. ターゲット市場の見つけ方 町や商工会が連携して市場ニーズを把握し、創業相談者に対して情報提供を行う。
- 2. ビジネスモデルの構築 商工会や金融機関等が、顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを行う。
- 3. 売れる商品・サービスの作り方 商工会は、創業希望者が考える商品やサービスについて情報提供やアドバイスを行う。
- 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

町、商工会、必要に応じて専門家により、創業希望者が考える販売先、ターゲット、販売方法、価格等についてアドバイスを行う。

5. 資金調達

金融機関等が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。また、商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画書の作成

町、商工会が、事業計画の策定についてアドバイスを行う。さらに、金融機関等が、事業計画書のブラッシュアップを行う。

7. 許認可、手続き

町が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡・紹介を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

商工会と金融機関、町が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について 継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報については、創業希望者の同意を得つ つ、守秘義務に十分配慮しながら、町が情報集約・一元化を図り、「創業支援カルテ」を作 成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者が希望する支 援内容や創業に向けた課題を明記することで、創業実現までのハンズオン支援を展開する。

〈特定創業支援等事業〉

各連携支援機関が実施する相談窓口において、経営、財務、人材育成、販路開拓について、1ヶ月以上にわたり、4回以上のアドバイスを受け、「創業支援カルテ」でその旨が確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項>

本創業支援事業計画の全体の進捗状況については、町が把握し、創業希望者や創業者に対する聞き取り、アンケート調査等の実施により、常に体制を改善していく。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者については、その後の創業の有無や実績報告等を事後面談もしくは電話、メール等で状況を確認する。

創業後であっても、商工会や金融機関等と連携して創業者のフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

なお、公序良俗を害するおそれがある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを 行わない。併せて、各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

和木町企画総務課に、担当者1名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。担当者は、創業希望者から創業に関する各種相談を受けながら、必要に応じて、各連携支援機関の相談窓口へ繋げる。

また、広報紙やホームページに創業支援等事業について掲載し活用を呼びかける他、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作成し、連携機関の窓口へ配置し幅広い周知に努める

事業推進に必要な予算については、町が手当てすることとする。

各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町

が一元管理を行い、「創業支援カルテ」を作成し、関係機関と共有を図る。
関係機関との連携を密にするために、定期的に関係機関担当者との連絡会を開催し、各機
関の活動状況、改善点について情報共有を行う。
31
計画期間
平成28年12月1日~令和6年3月31日
変更箇所については令和2年4月1日~令和6年3月31日

別表 1-2 (創業支援事業補助金) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業(和木町)

創業支援等事業の目標

- (1) 目標 支援対象者数:6人/年、創業者数:2人/年
- (2) 目標の根拠
 - ・地域産業の振興と小規模事業者の活力を図るため、町内で創業、第二創業又は新事業展開をする者に対し、新規創業の支援を行う。
 - ・本補助金は、平成27年度に創設した制度を改正し、空き店舗に限らず町内で創業、第二創業又は新事業展開をする者を対象とし、各創業支援等事業者と連携することで広く「起業支援補助金」の周知を図り、ワンストップ相談窓口の年間目標である支援対象者数6人/年、創業者数2人/年を踏まえ、当該事業についても創業支援者30件(6件/年)、創業者10人(2人/年)を目標とする。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<起業支援事業補助金>

本町において新しく起業する者に対して、起業時における初期投資等の負担軽減を図る。

【対象者】

- ①町内に事業所等を設け創業する個人又は法人
- ②中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- ③産業競争力強化法(平成25年法律第28号)で認定された創業支援事業計画に基づく 特定創業支援事業による支援を受け、町が発行する特定創業支援事業を受けた旨の証明書 を有する者

【補助対象経費】

- ①事業所の新築及び改修に要する経費、広告宣伝費、設備又は備品購入費
- ②事業の用に供する土地又は事業所の賃貸借契約にかかる経費
- ③開業支援金

【補助率】

2分の1以内

【補助限度額】

- ①50万円以内
- ②月額上限 5万円 1年間を限度
- (2) 創業支援等事業の実施方法

和木町企画総務課に相談窓口を設置し、随時、相談や申請受付の対応を行う。また、チラシを作成し、創業支援等事業者等との情報共有や、各機関と連携したPR活動、町広報や町ホームページにより当該制度の周知徹底・活用を図る。制度利用者については、創業後も各関係機関と連携し、継続的にフォローアップをしていく。

計画期間

平成28年12月1日~令和6年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日~令和6年3月31日

別表2-1(相談窓口)【既存:特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要

- (1) 氏名又は名称
 - ①和木町商工会
 - ②㈱日本政策金融公庫
 - ③(株)山口銀行
 - ④ 株西京銀行
- (2) 住所
 - ①山口県玖珂郡和木町和木2-1-1
 - ②東京都千代田区大手町1-9-4 大手町ファイナンシャルシティノースタワー
 - ③山口県下関市竹崎町4丁目2番36号
 - ④山口県周南市平和通1丁目10-2
- (3) 代表者の氏名
 - ①和木町商工会 会長 中礒 利博
 - ②㈱日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂
 - ③㈱山口銀行 頭取 吉村 猛
 - ④㈱西京銀行 頭取 平岡 英雄
- (4) 連絡先
 - ①TEL 0827-53-2066 担当者: (経営指導員 村元)
 - ②TEL 0827-22-6265 担当者: (岩国支店 融資課 森田)
 - ③TEL 0827-52-3191 担当者: (和木支店 支店長 山本)
 - ④TEL 0827-21-8211 担当者: (和木支店(岩国支店内)副支店長 藤中)

創業支援等事業の目標

(1) 目標 支援対象者数:6人/年、創業者数:2人/年

(2) 目標の根拠

- ・和木町商工会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行は、和木町と連携し、引き続き創業相談窓口を設置する。
- ・平成27年度の創業件数は、2件、平成28年度は1件、平成29年度1件、平成30年度1件、平成31年度3件で、相談件数は、平成27年度2件、平成28年度1件、平成29年度1件、平成30年度4件であった。
- ・各機関のホームページや情報誌への掲載により周知を徹底することで、年間 6 件(人口約 6 , 400 人 \times 0 . 1 %程度)の相談件数を目標とする。
- ・創業者(創業予定者を含む)と個別相談を実施し、創業準備から創業後のフォローアップといった包括的な支援を行い、創業意欲の認められる者について、相談者の3割(2件)の創業実現を目指す。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<相談窓口業務>【既存・特定創業支援等事業】

創業者(創業予定者)からの創業相談の受付を行う際には、平日相談窓口を設置し、支援機関の担当職員が調整のうえ、個々のアドバイスを実施する。経営、財務、人材育

成、販路開拓に関する知識について、創業希望者の事業計画に基づきアドバイスを行うなど、1 ヶ月以上にわたって4 回以上の継続した支援により4 つの知識すべてを習得させる場合、「特定創業支援等事業」とし、進捗状況のフォローアップを行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

各支援機関は、創業相談業務に従事する際には、相談者が不安に感じていること、知識が 十分でない箇所を重点的に指導する。

和木町は、各支援機関の相談業務に必要と認める時には創業支援等事業者連絡会議を開催し、情報共有を行う。また、各支援機関の相談窓口については、広報紙や町ホームページによりPRを行い、町民への周知を徹底する。相談にあっては、「創業支援カルテ」を作成し、創業相談窓口を設置している支援機関が実施する経営、財務、人材育成、販路開拓についてそれぞれ1回以上1月以上にわたり、合計4回以上のアドバイスを受けたことを確認した場合、「特定創業支援等事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。

創業希望者の各種情報管理にあたっては、個人情報保護法に遵守する。

創業希望者の同意を得た上で、相談件数や「創業支援カルテ」等の共有可能なものについては定期的に町へ提出し、町が情報の集約・一元化を図る。

計画期間

平成28年12月1日~令和6年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日~令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第4回認定 日以降の申請が対象となる。

別表2-2 (創業セミナーの実施)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要

(1)氏名又は名称 和木町商工会

(2) 住所

山口県玖珂郡和木町和木2-1-1

(3)代表者の氏名会長 中礒 利博

(4) 連絡先

TEL 0827-53-2066 担当者:村元

創業支援等事業の目標

当商工会の窓口相談を実施者及び和木町内及び近隣地域での創業希望者に対して、創業セミナーを開催することで、創業希望者が円滑に創業を実現できる機会を提供する。

創業セミナー受講者については、過去の実績はないが、相談件数は、平成27年度2件、平成28年度1件、平成29年度1件、平成30年度4件、平成31年度4件であった。町が実施しているワンストップ窓口を活用することにより、各創業支援事業者と連携することで広く創業セミナーの周知を図り、ワンストップ相談窓口の年間目標である支援対象者数6人/年、創業者数2人/年を踏まえ、当該事業についても受講者30件(6件/年)、創業者10人(2人/年)を目標とする。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<創業セミナーの実施>【既存・特定創業支援等事業】

- ・新規創業者及び創業して間もない者を対象に、集中指導(ビジネスプラン作成セミナー、起業家講演など)を実施する。
- ・開催内容等は、創業マインドの醸成、創業プランの作成及びブラッシュアップ、創業 予定者又は創業者との交流、その他創業に関して必要と認められる内容とし、経営、 財務、人材育成、販路開拓に関する知識が得られるものとする。
- ・創業セミナーを1か月以上にわたり4回以上継続して受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できる4つの講座をすべて受講した場合を「特定創業支援等事業」を受けたこととする。
- ・なお、受講者の創業実現性及び事業継続性を高めるため、創業セミナー終了後も町 及び各創業支援等事業者と連携しつつ、定期的なフォローアップを実施し、経営資源 の確保や国等の施策利用機会の増大を図る。

(2) 創業支援等事業の実施方法

・創業相談時から事業開始後まで継続した支援を実施することで、事業継続性を高め

- る。より専門性の高い課題は、専門家等と連携して課題解決に取り組み、創業希望者 及び創業者の支援環境整備に努める。
- ・町は、創業セミナーの受講者について、「創業支援カルテ」作成し、氏名・住所・連絡先・支援内容等の継続支援に必要な情報を記録し、継続支援対象者とする。また、特定創業支援等事業を習得した者について、証明発行に必要なため和木町に対し、支援内容及び経過を連絡する。なお、特定創業支援等事業を習得した者については、創業状況及び事業継続状況確認のため、1年に1回以上、現地調査等によるヒアリングを実施する。
- ・参加者の募集にあたっては和木町に対し、共催・後援申請及び広報紙への掲載依頼等を行うともに他の創業支援機関とも連携して効果的な実施を図る。
- ・要望に応じて、日本政策金融公庫等金融機関との連携を図り、創業実現に必要な資金調達についても支援する。

計画期間

平成28年12月1日~令和6年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日~令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第4回認定日以 降の申請が対象となる。